

がん末期患者の方の在宅介護にかかる費用の一部を助成します (がん在宅介護支援事業のご案内)

ご自宅での生活を希望する末期がん患者の方に対して、現行の介護保険制度では対応が困難な福祉用具の貸与や訪問介護等の介護保険制度上の在宅サービスのご利用について費用負担の一部を助成し、末期がん患者を在宅で介護されるご家族を支援します。

1. 対象者

◎新規に要介護・要支援認定申請後、認定調査前に亡くなられたため認定に至らず、介護保険の対象とならなかった末期がん患者の方が対象です。

※がん以外の事故その他の病気による急死等は対象になりません。

※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホームなどの施設や病院に入所、入院している場合は対象になりません。

※サービス付高齢者向け住宅については、食事の提供、入浴等の介護、調理等の家事、健康の維持増進のいずれかを提供する場合は、有料老人ホームに該当するものとして対象外となります。

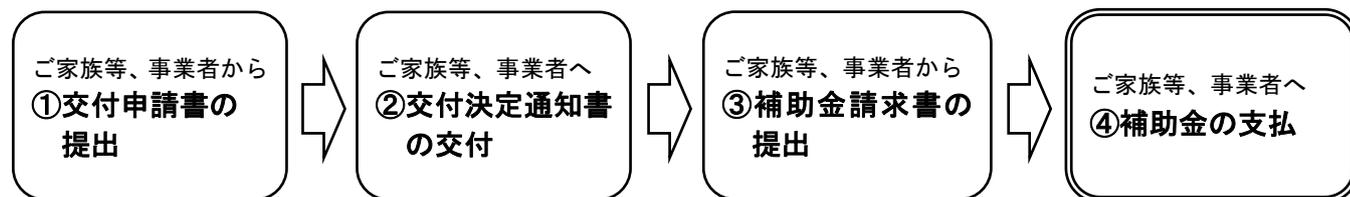
2. 対象となる経費と補助金額

①ケアマネジャーが作成した暫定ケアプランに基づいて介護保険の在宅サービス（※）を利用した際に、本人もしくはその家族等が負担した費用のうち、7～9割分を末期がん患者のご家族等に対して交付します。（1円未満の端数は切り捨て）

（※対象となるサービスは、裏面の「補助金の対象となる経費について」をご確認ください。）

②ケアマネジャーが行う暫定ケアプラン作成等の介護（予防）支援に対する費用として、1件あたり2,000円をケアマネジャーが所属する指定居宅介護（予防）支援事業者に交付します。

3. 申請から補助金のお支払いまで



【申請時にご提出いただく書類】

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 死亡した理由が末期がんであることが確認できる書類（様式第2号）※取得費用自己負担
- ③ 暫定ケアプラン
- ④ 補助金対象分の介護サービスに要した費用の領収書
- ⑤ 戸籍謄本等（申請者が相続人の場合のみ必要）※取得費用自己負担

提出先：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館4階
福祉局 介護保険課保険事業担当 がん在宅介護支援事業担当宛

※介護サービスに要した費用の領収書の記載日から2年間は申請の有効期間となりますので、該当の方は期間内に申請をお願いいたします。

◆補助金の対象となる経費について

在宅におけるご家族の介護を支援する趣旨から、在宅サービスのうちご自宅で利用するサービスが対象となります。デイサービスやショートステイ、住宅改修などのサービスをご利用された場合でも補助金の対象とはなりません。

補助金の対象となる在宅サービス

- ① 介護（予防）訪問介護
- ② 介護（予防）訪問入浴介護
- ③ 介護（予防）訪問看護
- ④ 介護（予防）訪問リハビリテーション
- ⑤ 介護（予防）居宅療養管理指導
- ⑥ 介護（予防）福祉用具貸与
- ⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑧ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ⑨ 夜間対応型訪問介護
- ⑩ 介護（予防）小規模多機能型居宅介護
- ⑪ 特定介護（予防）福祉用具の購入

補助金の対象とならない在宅サービス

- ① 介護（予防）通所介護
- ② 介護（予防）通所リハビリテーション
- ③ 介護（予防）短期入所生活介護
- ④ 介護（予防）短期入所療養介護
- ⑤ 介護（予防）特定施設入居者生活介護
- ⑥ 介護（予防）認知症対応型通所介護
- ⑦ 介護（予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ⑧ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑨ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑩ 住宅改修

☆制度に関するお問い合わせ先

神戸市役所（代表電話） Tel : 078-331-8181 へ

☆提出様式等は以下のホームページに掲載しています。

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/carenet/oshirase/ganmakki.html>